

【文書名】

- 交通警察部門が取り扱う死体に係る犯罪死見逃し防止の徹底について

(令和7年1月31日付け通達香交指第9号)

【概要】

犯罪死見逃し防止を図るため、交通警察部門と刑事警察部門の連携強化と実施すべき事項について定めたものである。

主な内容は、犯罪性の総合的判断、死体取扱い時における薬物検査等、刑事警察部門と連携した死体取扱い、交通警察部門における捜査過程での連携である。